

改正税法の手引き

平成15年度版

- 中小企業課税の緩和 留保金課税の停止措置の見直し
交際費の損金不算入割合の引下げ
30万円未満の減価償却資産の即時償却
- IT投資減税の創設
- 相続・贈与一体化税制の創設
- 配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止
- 消費税の免税・簡易課税等の見直し
- 外形標準課税制度の創設

付表

- 平成15年度改正事項と適用期日一覧
- 源泉徴収税額表(月額、日額、賞与、退職)
- 印紙税額一覧表
- 健保・年金・基金・雇用・労災の料額(率)表
- 各保険の適用と給付
- その他



株式会社

税 経

ホームページ <http://www.zeikei-news.co.jp>

〒170-0011 東京都豊島区池袋本町4-1-1… ☎03(3985)3111(大代表) - FAX03(3985)3112
〒530-0054 大阪市北区南森町1-4-19… ☎06(6363)1951(代) - FAX06(6363)1952
〒460-0008 名古屋市中区栄4-13-19… ☎052(241)3131(代) - FAX052(262)3132
〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-26… ☎082(227)6200(代) - FAX082(227)6221
〒816-0088 福岡市博多区板付5-8-9… ☎092(471)5385(代) - FAX092(471)5386
〒920-0961 金沢市香林坊2-12-20… ☎076(262)3110(代) - FAX076(262)7094

目次

所得税関係の改正について (5)

- 一 個人所得課税 (5)
- 二 金融・証券税制 (6)
- 三 その他 (8)

法人税関係の改正について (9)

- 一 基本的考え方 (9)
- 二 研究開発減税 (9)
- 三 設備投資減税 (11)
- 四 中小企業・ベンチャー企業支援 (14)
- 五 その他 (15)

相続税・贈与税の改正について (17)

- 一 相続時精算課税制度の創設 (17)
- 二 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の創設 (19)
- 三 税率の見直し (21)
- 四 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (22)
- 五 その他 (23)

消費税の改正について (25)

登録免許税の改正について (30)

酒・たばこ税の改正について (32)

地方税の改正について (33)

- 一 金融・証券税制 (33)
- 二 土地・住宅税制 (35)
- 三 外形標準課税 (36)
- 四 その他 (39)

付 表

- 平成15年度主要改正事項と適用期日一覧 (40-51)
- 印紙税額一覧表 (52-53)
- 給与所得の源泉徴収税額表（月額表） (54-62)
- 給与所得の源泉徴収税額表（日額表） (63-71)
- 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (72-73)
- 源泉徴収のための退職所得控除額表 (74)
- 退職所得の特別徴収税額表（地方税） (75-80)
- 相続税・贈与税の速算表・早見表 (81)
- 健康保険・厚生年金保険の適用 (82)
- 健康保険の給付 (83)
- 厚生年金保険の給付 (84)
- 健康保険・厚生年金保険標準報酬月額保険料額表 (85)
- 雇用保険料額表 (86)
- 労働保険の適用 (87)
- 労災保険の給付 (88)
- 労働福祉事業 (89)
- 労災保険率表 (90)

四 中小企業・ベンチャー企業支援

1 同族会社の留保金課税

Q 同族会社の留保金課税について改正が行われたようですが、その内容を教えてください。

A 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用（措法68の2）

(1) 改正の概要

不良債権の処理の加速化、資金調達環境の更なる悪化の中で、将来の投資に備え、内部留保を充実させ、中小企業の成長を促すために、留保金課税の停止措置が講じられました。

(2) 改正の内容

同族会社の留保金課税制度について、自己資本比率（総資産に占める自己資本の割合）が50%以下の中小法人（資本金1億円以下の法人）について、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度については、留保金課税を適用しない措置が講じられました（措法68の2④）。

それとともに、課税留保金額に対する税額の5%軽減措置を廃止することとなりました。

また、同族会社の判定については、その法人の発行済株式の総数又は出資金額のうちその法人の有する自己の株式又は出資を除いたもので、同族会社となる持分割合の基準が50%超となりました（法法2⑩）。

2 交際費等の損金不算入

Q 交際費等の損金不算入制度について改正が行われたようですが、その内容について教えてください。

A 交際費等の損金不算入制度（措法61の4）

(1) 改正の概要

交際費等の額は、冗費を節約して企業の自己資

本を充実させ企業体質の強化を図るという政策的見地から、原則として損金不算入とされています。

ただし、中小企業の税負担を軽減し活力を引き出すため、次のような交際費等の損金算入限度額が拡大されました。

(2) 改正の内容

交際費等の損金不算入制度について、400万円の定額控除を認める対象法人を資本金1億円以下の中小法人に拡大するとともに定額控除額までの金額の損金不算入割合を20%から10%に引き下げることとなりました。

なお、その適用期限は3年間延長されることとなりました（措法61の4①一）。

	期末資本（出資）の金額	定額控除限度額
改正前	5,000万円以下の法人	→ 400万円×事業年度の月数/12
改正後	1億円以下の法人	→ 400万円×事業年度の月数/12

3 少額減価償却資産の損金算入

Q 少額減価償却資産の損金算入については、どのような改正が行われたのですか？

A 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措法67の8）

(1) 適用対象法人

青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等。

(2) 内容

中小企業者等が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得し、かつ、当該法人の事業の用に供した場合に、その取得価額の全額の損金算入等が認められることとなりました（措法67の8）。

(3) 適用対象設備

制限なし

(参考) 損金算入限度額の変遷

昭和22年度	1千円
昭和26年度	1万円
昭和39年度	3万円
昭和45年度	5万円
昭和49年度	10万円
昭和63年度	20万円
平成10年度	10万円

4 中小企業基盤強化税制

Q 中小企業基盤強化税制については、どのような改正が行われたのですか？

A 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別税額控除 (措法42の7)

事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度を統合するとともに、適用対象者から飲食店業を営む大規模法人、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の認定計画に従って改善事業を実施する認定組合等及びその構成員並びに産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画に従って事業再構築を行う中小企業者を除外した上、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました (措法42の7)。

5 商業施設等の特別償却

Q 商業施設等の特別償却については、どのような改正が行われましたか？

A 商業施設等の特別償却制度 (措法44の7)

適用対象資産のうち中小小売商業振興法の認定を受けた商店街整備等支援計画に係る共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設の用に供する建物及びその附属設備並びに構築物を除外した上、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。

五 その他

Q 認定NPO法人については、どのような改正が行われたのですか？

A 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例 (措法66の11の2)

認定特定非営利活動法人がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされました。

Q 信託財産の収入及び支出については、どのような改正が行われたのですか？

A 信託財産に係る収入及び支出の帰属 (法法12)

信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則を適用しない信託の対象に、社債等の振替に関する法律の加入者保護信託が加えられました。

Q 特定の医療法人については、どのような改正が行われたのですか？

A 特定の医療法人の法人税率の特例 (措法67の2)

特定の医療法人の法人税率の特例制度について、特定の医療法人の承認は、財務大臣から国税庁長官が行うこととされました。

Q 退職年金等積立金については、どのような改正が行われましたか？

A 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 (措法68の4)

退職年金等積立金に対する法人税 (特別法人税) の課税停止措置が2年延長されました。